第 44 回本部員会議資料
令和３年 11 月 22 日
保　健　福　祉　部

新型コロナウイルス感染症に係る検査体制について

1　検査体制整備計画の見直しについて

国が示した「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」（令和３年 10 月１日付け事務連絡）に基づき、感染拡大に備え、次の観点で方針を見直すもの。

（１）　基本的な考え方

- 医療機関や高齢者施設等において、地域のワクチン接種状況や感染確認状況等に応じ、従事者等に対して積極的に検査を実施すること
- 次のインフルエンザ流行に備え、例年のインフルエンザの流行期と同程度の発熱患者等が増加することを想定した検査需要に対応できるような検査体制の確保

（２）　新たな要素

- インフルエンザ流行期の発熱患者等を想定した検査需要　等

2　見直し結果

○新型コロナウイルス感染症検査体制整備方針

区　分		見直し後 R3.12月～ 最大時	見直し前 ～R3.11月 緊急最大時
検査需要		6,848	2,637
	基本需要	1,458	860
	変異株・ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ	（ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ）　3,699	（変異株）　86
	高齢者施設	805	805
	医療機関	805	805
	障がい者施設	81	81
検体採取の体制		10,576	8,008
	診療・検査医療機関等	8,877	6,255
	地域外来検査ｾﾝﾀｰ	8	62
	高齢者施設等	1,691	1,691
検査分析の体制		14,983	10,666
	ＰＣＲ検査等（環保研センター、民間検査機関、医療機関）	4,886 （環280,民2,740,医療1,866）	4,033 （環280,民2,360,医療1,393）
	抗原定量検査	1.212	316
	抗原定性検査（医療機関等）	8,885	6,317